教育・研修センターようきのオンライン講座　〖広島県指定研修〗

4月開講のご案内

強度行動障害支援者養成研修 基礎

強度行動障害支援者養成研修とは?

行動障害のある人のうち、生活環境への著しい不適応行動・自傷・他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示す、いわゆる強度行動障害のある人に対して、障害福祉サービス事業所等で適切に支援が行えるよう、支援者への基礎的な知識と技術に関する情報提供を目的としています。

※当カリキュラムは「行動援護従業者養成研修」と同等の内容であり、全日程(全課程)を修了すると行動援護従業者養成研修修了者と同等の扱いになります。

1dayコース

当講座(基礎研修コースのみ)受講の場合

レポート作成 ＋ オンライン講座 1日

資格取得!!

※レポートは7割以上の習得で合格。
不合格の場合は再提出となります。

オンライン講座日程 PC・タブレットでの受講

全日程期間	3/31(木)～4/7(木) ※レポート作成期間を含む
基礎研修	4/7(木)9:00～16:30

3/30(水)までにテキスト＋レポート＋基礎研修資料を送付いたします。

受講対象者

どなたでも受講できます

使用するテキスト

テキストは、中央法規出版の「強度行動障害のある人の「暮らし」を支える」を使用します。同テキストをお持ちの場合、テキスト代は不要となります。

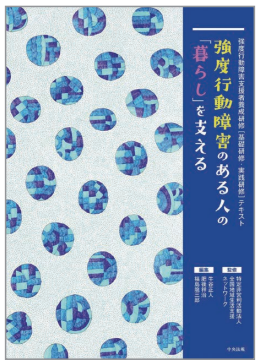

受講料(基礎研修)

15,000円＋テキスト代 3,520円＝18,520円(税込)

※テキストは、中央法規出版の「強度行動障害のある人の「暮らし」を支える」を使用します。同テキストをお持ちの場合、テキスト代は不要となります。

定員

30名

※受講のお申込みが少ない場合は、開講中止となります。
※定員になり次第、締め切らせていただきます。

応募期間

令和4年(2022年)
3/10(木)まで

※応募期間内に受講料のお振込み、もしくはご持参いただきますようお願いいたします。

お申込み・お問い合わせ

教育・研修センターようき 担当 和田・中村
〒720-2104 福山市神辺町道上1330-1
TEL:084-962-3433 FAX:084-960-3367

HPからもお申込みいただけます
お気軽にお問い合わせ下さい

日程・カリキュラム

オンライン研修について

1. 「Microsoft Teams」にて、実施いたします。
2. インターネット接続環境
安定したWi-Fiなど、通信容量の制限を受けない（ギガを気にしなくてよい）環境の確保をお願いいたします。
3. 原則、受講生1名につき、1端末からの受講をお願いします。
4. タブレットでの受講の際は、「Microsoft Teams（無料版）」のインストールが必要です。
5. オンライン接続テストを事前に実施いたします。※参加必須
詳細については、お申込み後、ご案内いたします。

受講の流れ

3/31（木）基礎研修レポート配布
※3/30（水）までにテキスト＋レポート＋基礎研修資料を送付

3/31（木）～4/6（水）レポート作成

4/7（木）9:00～16:30 基礎研修オンライン講座

講義
- ■強度行動障害のある者の基本的理解
- ■強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識

演習
- ■行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解
- ■基本的な情報収集と記録等の共有
- ■行動障害の背景にある特性の理解

4/13（水）必着
- ・基礎研修レポート
- ・オンライン講座演習内の課題
- ・アンケート

※レポートは7割以上の習得で合格。不合格の場合は再提出となります。

基礎研修 修了 修了証の発行には概ね2週間いただきます

本研修のポイント

①行動援護従業者養成研修課程（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修））を修了することで、サービス提供責任者の要件のひとつを満たすことができます。
※従業者としては、実務1年、サービス提供責任者としては、実務3年が必要となります。

②障害福祉サービスにおいては、条件を満たすことで加算を取得できる場合があります。
※詳しくは、各サービス事業所の指定権者である都道府県や市町村へご確認ください。

③行動援護のサービス従業者要件等に係る経過措置の期限が、令和3年3月31日までとなっておりましたが、令和5年度末までに延長となりました。

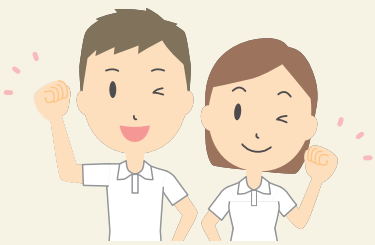

こんな方にオススメ

- ●短期日数での資格取得をご希望の方
- ●全国の障がい者（児）支援事業所にご勤務の方
- ●知的障がい・精神障がいのある方の援助を考えている方
- ●障がい者福祉に興味をお持ちの方や勉強したい方
- ●下記の事業所等でご勤務の方は、条件を満たすことにより加算を取得できる場合があります。

施設入所支援	宿泊型自立訓練
生活介護	短期入所
共同生活援助	重度障害者等包括支援
児童発達支援・放課後等デイサービス	
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	
計画相談支援・障害児相談支援	

※全ての加算、要件等を記載しているわけではありません。
※詳細は、必ず厚生労働省令・告示・通知等をご確認ください。
※詳しくは、各サービス事業所の指定権者である都道府県や市町村へご確認ください。

ご不明な点等ございましたら担当者までお気軽にお問い合わせください